

医事課 課長 大江 則行さん

後期高齢者(長寿)医療制度スタートに伴うお知らせ。



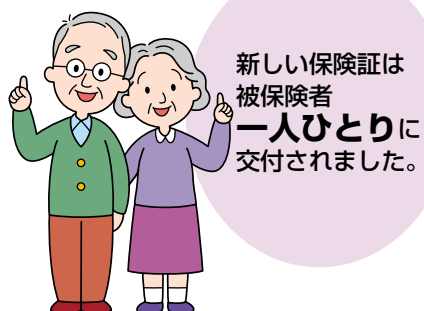
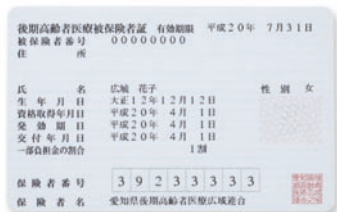
本年4月1日より75歳以上の方を対象とした新たに後期高齢者(長寿)医療制度が始まりました。この制度について名古屋記念病院からお願いを含めたお知らせを医事課大江さんよりお聞きしました。

■後期高齢者(長寿)医療制度の主旨はどのようなことですか。

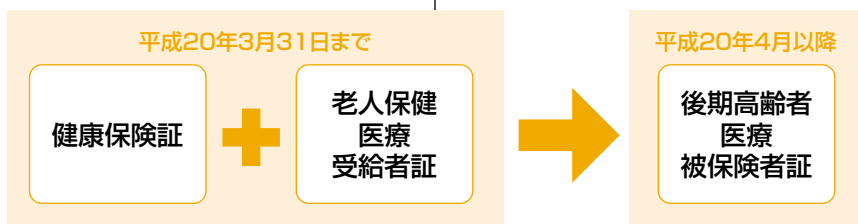
●高齢者の心身の特性に応じた医療を提供し、その医療費を財政として安定的に支えるためには現役世代と高齢者の方が負担能力に応じて公平に負担することが必要となりました。また、加入する保険制度や市町村により保険料に差がありました。新しい後期高齢者(長寿)医療制度の主旨は、高齢者の方々にも負担能力に応じて保険料を負担していただくことにあります。

■病院との関係で新制度により大きく変わったことがありますか。

●75歳以上の方は、これまで国民健康保険やお勤め先の健康保険などの被保険者だった方も、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方も全員新たに始まった「後期高齢者(長寿)医療制度」に加入して被保険者になり医療を受けていただくことになります。対象の皆さまには「後期高齢者医療被保険者証」がお一人ひとりのお手元に届けられています。確認してください。



この新制度により、従来の健康保険証と老人保健医療受給者証は使えなくなります。診療目的で病院へ来られる時は、必ず新しい保険者証をお持ちいただき提示をお願いします。



■病院で受けられる医療内容や病院で支払う医療費の自己負担が変わるのですか。

●病院での医療は通院でも入院でも従来と全く変わらない内容で受けていただけます。ご安心ください。

●病院の会計でお支払いいただく医療費の自己負担割合も従来の老人保健制度と同じようにかかった医療費の一部を負担していただきます。その負担割合も従来と変わらず、一般の方は1割、現役並みの所得のある方は3割分お支払いしていただけます。

また、会計窓口でのお支払いいただく1月当たりの医療費の自己負担限度額についても基本的に従来と変わりま

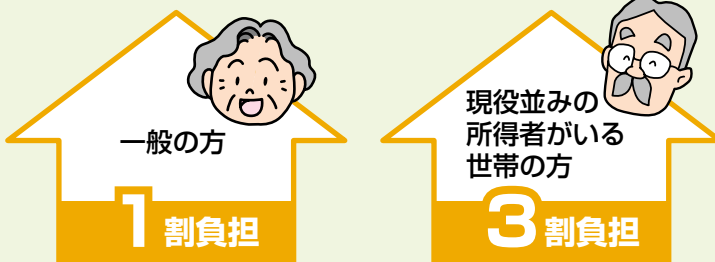
せん。この自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給されます。手続など詳しいことは病院にお尋ねください。

■2年毎の診療報酬改定がありましたが、患者さまとのかかわりで名古屋記念病院として何か変わりましたか。

●名古屋記念病院では医師の充足や先進医療への取り組みや診療所との連携に早くから取り組んできました。現在、マスメディア等にて報じられている内容については先行して進めていますので、ほとんど変化することはありません。患者さまよりのご要望に応じ診療報酬明細書の発行は進めていきます。

(本ニュースは2008年4月1日現在にて記しています。)

■医療費の自己負担割合



現役並みの所得者がいる世帯の方：課税所得が145万円以上の長寿医療制度の被保険者がいる世帯です。同一世帯での被保険者の年収の合計額が520万円未満(被保険者が一人の場合は383万円未満)になる場合は、申請により一般になります。